

## 桜並木植栽管理事業協賛金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩木みらい協議会（以下「協議会」という。）が行う世界一の桜並木植栽管理事業に賛同する法人、その他団体及び個人（以下「企業等」という。）が、桜の植樹に協賛する際の取り扱いについて、桜並木植栽管理事業協賛金募集要項に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(プレートの交付対象者)

第2条 プレートの交付対象者は、次に定めるものとする。

- (1) 一口5万円の協賛金を納付した者。
- (2) 一口1万円の協賛金を納付した者。

(プレートの規格等)

第3条 プレートの仕様等は、次に定めるところによる。

- (1) プレートの仕様は、協議会会長が指定したものとする。
- (2) プレートは協議会が掲示する。
- (3) プレートの掲示場所は、協賛を行った企業等と協議して決めた場所とする。
- (4) 故意に因らないプレートの破損、紛失等があった場合は、協賛を行った企業等の申し出により、植栽木の植栽された日から5年以内に限り、協議会が再掲示する。

(プレート掲載内容の基準)

第4条 プレートへの掲載は、協賛を行った企業等の団体名または個人名を基本とし、次に掲げるものは、プレート掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの。
- (4) 政治性のあるもの。
- (5) 宗教性のあるもの。
- (6) 社会問題その他について主義又は主張にあたるもの。
- (7) 協議会長が掲載することを不相当と認めるもの。

(感謝状の交付対象者)

第5条 感謝状の交付対象者は、一口5千円の協賛金を納付した者とする。

(植栽木の枯死等)

第6条 協議会会長は、協賛により植栽した植栽木の生育不良、枯死等について、その責めを負わない。

附 則

この要領は、令和6年5月27日から施行する